

## 群馬県繊維産業産地活性化推進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、繊維産業産地の活性化を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に当たっては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「繊維産業」とは、繊維製品に関して企画・製造・販売する産業をいう。

2 この要綱において「組合等」とは、県内に主たる事業所を有し、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立された商工組合又は商工組合連合会
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された特定非営利活動法人
- (6) 3者以上の繊維産業を業とする中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）等により構成され、組織運営に関する規則等を有する団体
- (7) その他、組織運営に関する規則等を有し、繊維産業産地の活性化に資すると知事が認める組織

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、組合等とする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 補助対象者は、事業の遂行において前項に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は補助対象者が実施する別表1の事業のいずれかとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する事業に必要な経費であって、別表2に掲げるもののうち、必要かつ適当と認められるもの（仕入に際し消費税及び地方消費税（以下「消費税等」をいう。）が課される場合、当該消費税等を除いた額とする。以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

(補助金額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に別表1の各事業毎に掲げる率を乗じた額又は別表1の各事業毎に掲げる額のいずれか低い額を限度とし、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 組合等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を知事に、別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容に係る書類の審査、現地調査等により、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2により組合等に通知するものとする。

2 知事は前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ条件を付すことができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項について、修正を加えて交付の決定をすることができる。

(異議の申立て及び申請の取下げ)

第9条 組合等は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定内容及びこれに付された条件に対して不服があり、異議の申立て又は申請の取下げをしようとするときは、交付決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(概算払請求)

第10条 組合等は、規則第7条第2項に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3により請求するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 組合等は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式第4の1による変更承認申請書又は様式第4の2による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ別表に掲げる経費区分ごとの補助対象経費の増減が20パーセント以内の場合についてはこの限りでない。

(1) 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするとき

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき

2 知事は、前項の規定により変更承認申請書又は中止（廃止）承認申請書の提出があった

場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、様式4の3による変更承認書又は様式4の4による中止（廃止）承認書により、組合等に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により補助事業の変更等を承認するときは、必要に応じ条件を付することができる。また、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、その承認の申請に係る事項について、修正を加えて承認をすることができる。

#### （補助事業遅延等の報告）

第12条 組合等は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第5による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### （遂行状況報告及び指示）

第13条 組合等は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められた場合は、別に定める期日までに、様式第6による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告により、交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該組合等に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

#### （実績報告）

第14条 組合等は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、完了又は廃止の日から20日を経過した日又は当該年度3月25日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その内容に係る書類の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8による額の確定通知書により当該組合等に通知し、補助金を交付するものとする。

- 2 知事は、前項により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。その場合、補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第17条第2項により計算した額の延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の経理等）

第16条 組合等は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了又は廃止の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （補助金の交付決定の取消し等）

第17条 知事は、第11条の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業に係る補助金の交付決定の全部又は一部を変更するときは、様式第4の3による変更承認書により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、組合等が補助金の交付決定の内容やこれに付した条件、その他この要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

4 組合等は、前項の規定により取り消された場合には、交付した補助金の全部又は一部を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(理由の提示)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示等をするときは、当該組合等に対してその理由を示さなければならない。

(調査)

第19条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、組合等において報告させ、又は職員をして帳簿書類その他物件等について必要な調査をさせることができる。

(その他)

第20条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月23日から施行し、平成30年度予算に係るものから適用する。
- 2 「群馬県地場産業総合振興対策事業補助金交付要綱（以下、「旧要綱」という。）」は廃止する。ただし、旧要綱に基づき交付決定された補助金については、旧要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は令和2年3月30日から施行し、令和2年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要綱は令和3年3月22日から施行し、令和3年度予算に係るものから適用する。

附 則

この要綱は令和3年3月30日から施行し、令和4年度予算に係るものから適用する。

別表1（第4条、第6条関係）

群馬県繊維産業産地活性化推進補助金補助対象事業及び補助金額

補助対象事業	補助金額	補助率
(1) 販路開拓事業 本県繊維産業産地における販路開拓につながる以下のもの ①需要拡大や新たな取引開拓及び促進を行う事業 ②独自の技術・素材・デザイン力を活かした製品開発等の事業 ③本県繊維産業のブランド力向上に向けた魅力発信及び広報宣伝事業 ④その他、販路開拓のための事業	第2条第2項第1号から第5号のいずれかに該当する組合等 350万円	2分の1以内
	第2条第2項第6号又は第7号に該当する者 40万円	2分の1以内
(2) 人材育成事業 本県繊維産業産地における人材育成及び後継者確保につながる以下のもの ①新たなビジネス展開等に関する勉強会やスキルアップのための研修会等の開催事業 ②販路開拓や新商品開発等のための異業種交流会の開催事業 ③繊維産業に興味のある若者のインターンシップ事業 ④その他、人材育成等のための事業	第2条第2項に該当する組合等 40万円	3分の2以内
(3) 新ビジネス展開チャレンジ事業 本県繊維産業産地において、新たなビジネス展開に挑戦しようとする以下のもの。 ①企業等の共創によるイノベーションの創出等につながる事業 ②その他、新ビジネス展開のチャレンジのための事業	第2条第2項第6号又は第7号に該当する者 40万円	3分の2以内

別表 2 (第 5 条関係)

## 群馬県繊維産業産地活性化推進補助金補助対象経費

経費区分	内 容
謝 金	専門家等謝金
旅 費	専門家等旅費
事業運営費	会場使用料、出展小間料、会場整備費、保険料、印刷製本費、通訳翻訳料、通信運搬費、市場調査費、原材料費、外注加工費、設計・デザイン費、広告宣伝費、消耗品費、雑役務費、知的財産権等関連経費、委託費、機器等のレンタル料、その他知事が必要と認める経費